日影規制に係る建築許可の運用基準 (長崎県、長崎市、佐世保市)

築基準法第56条の2第1項ただし書きの規定に よる、許可の対象事項は、次の各号のいずれかに該 当するものとする。

- (1) 不適合となる日影が生ずる場所が、高圧線 の下で、地役権が設定されており、将来とも 居住の用に供する建築物の敷地として利用 されていないことが明らかな場合。
- (2) 不適合となる日影が生ずる場所が都市計画 法上の駐車場、公共下水道の用に供する施 設又は変電所等で特に日照を必要とせず、 かつ半永久的に変更のおそれのない場合。
- (3) 不適合となる日影が生ずる場所が、がけ又 は急傾斜地等で今後開発され宅地又は都市 公園等、(特定行政庁が特に定めたものを除 く。) に利用されるおそれがない場合。
- (4) 不適合となる日影が生ずる場所が、土地の 状況等により、将来とも、自然公園その他の ように特に日照を必要としない場合。
- (5) 基準時以降の増改築部分が、冬至日の真太 陽時による午前8時から午後4時までの間 において、法第56条の2第1項の水平面 に、基準時における建築物(増改築が建築物 の除却を伴う場合には、基準時以降の除却 部分を除いたものを基準時における建築物 とみなす)が生じさせている日影に加えて、 新たに生じさせる日影は、次のいずれにも 該当する場合。
 - (イ) 既存不適格建築物が法第56条の 2項第1項の規定による日影時間 の限度を超えて日影を生じさせて いる部分の日影時間を増加させな いものであり、かつ、同項の規定に よる日影時間の限度を超える部分 を増加させない場合。(図-1)
 - (ロ) 敷地境界線からの水平距離が5m を超える範囲に、法第56条の2第 1項の規定により敷地境界線からの水平距離が10mを超える範囲で生じさせてはならない日影時間の限度の数値から30分を減じた

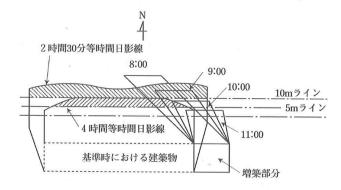
時間以上日影となる部分を生じさせない場合。(図-2)

(6) その他、特定行政庁が、土地の状況等により 周囲の居住環境を害するおそれがないと認 めた場合。

図―1 増築により新たに生ずる日影 (東側に増築する場合)

第1種・第2種低層住居専用 規制値(2)

(日影の測定面:平均地盤面からの高さ1.5mの水平面)



2時間30分の等時間日影線

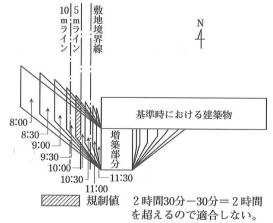
4時間の等時間日影線

不適格部分

〈注〉 1 10mライン以上では増築部分の8:00、9:00の影が、5mラインより10m以内では10:00の影が重複するので適合しない。

図-2 増築により新たに生ずる日影(南側に増築する場合)

第1種·第2種低層住居専用 規制値(2)



<注> 2 (3)の都市公園(特定行政庁が特に定めたものを除くとは、児童公園をいう。)